

令和8年 第3回（6月） 筑紫野市議会定例会

【総務市民委員会 委員長報告】

『議案第40号 筑紫野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を目的として、出入国管理及び難民認定法 及び 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の法律が改正されたことに伴い、外国人が所有する在留カード 又は 特別永住者証明書と個人番号カードを一体化することが可能となり、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末にて、個人番号カードと一体化した在留カード 又は 特別永住者証明書でも印鑑登録証明書が発行できるよう、所要の改正を行うものです。

委員会では、市内に居住し対象となる外国人に対して、周知をどのようにするのかとの質疑があり、執行部からは、一体化が可能になったことや手続きの窓口等について、ホームページやSNSを用いて周知を行うとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。